

千葉県日本語指導通級教室通所費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる生徒のうち日本語指導通級教室に通級するものの保護者に対し、日本語指導通級教室に係る通所費を助成することにより、教育機会の確保を図り、もって生徒の社会的自立に向けた支援の拡充に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 千葉県立の中学校、特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に在籍する者
- (2) 保護者 生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人又は生徒と同居しその生計を維持する者）
- (3) 日本語指導通級教室 教育指導課が管理する日本語で授業に無理なく参加できる力を育成することを主な目的とする指導通級教室

(対象者)

第3条 日本語指導通級教室通所費の助成（以下「助成」という。）を受けることのできる者は、次の各号のすべてに該当する生徒の保護者とする。

- (1) 千葉県要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱第7条の規定により、準要保護生徒の認定を受けていること
- (2) 当該生徒が、在籍する中学校等において、日本語指導通級教室での指導を受けることを特別の教育課程に位置づけられていること

(助成の対象)

第4条 助成の費目は、通所費とする。

2 前項に掲げる費目について、助成の対象となる範囲は自宅又は学校から日本語指導通級教室までの通所の距離が片道4 km以上である場合の当該日本語指導通級教室への通所に係る交通費とする。ただし、公共交通機関を利用する場合に限る。

(受給資格の認定申請)

第5条 助成を受けようとする保護者は、別に定める期日までに日本語指導通級教室通所費助成受給資格認定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要な書類を

添付して、当該生徒の在籍する学校の長（以下「学校長」という。）を經由して、千葉市教育委員会に申請しなければならない。

- 2 申請書の提出を受けた学校長は、当該申請が第3条各号の規定に該当する場合は、その旨を申請書に副申するものとする。

（受給資格の認定）

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、第3条各号に規定する対象者に該当するかどうかについての審査を行い、その結果を日本語指導通級教室通所費助成受給資格認定結果通知書（様式第2号）（以下「認定結果通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

（認定内容の変更）

第7条 前条の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「認定保護者」という。）は、認定結果通知書に記載の事項に変更が生じたときは、申請書に必要な書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により申請のあった事項が認定結果通知書の記載事項の変更を要するものと認めるときは、記載事項に所要の変更を行った認定結果通知書によりその旨を認定保護者に通知するものとする。

（助成の額の算定）

第8条 第4条に規定する通所費は、学校長が教育委員会に提出する日本語指導通級教室通所実績報告書（様式第3号）に記載された日本語指導通級教室への通所日数に、第6条の規定により認定された通所のための単価を乗じて得た額とする。

- 2 教育委員会は、前項の額を助成の額として決定し、日本語指導通級教室通所費助成額決定通知書（様式第4号）（以下「決定通知書」という。）により認定保護者に通知するものとする。

（助成費の支給）

第9条 認定保護者は、前条第2項に規定する決定通知書に基づき、別に定める期日までに、日本語指導通級教室通所費助成請求書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の請求に基づき、前条第2項の規定により決定した助成の額を、認定保護者があらかじめ指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(受給資格の喪失)

第10条 認定保護者は、第3条に規定する者に該当しなくなったときは、受給資格を喪失する。

2 認定保護者は、受給資格を喪失した場合には、日本語指導通級教室通所費助成辞退届(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(停止及び取消し)

第11条 教育委員会は、前条に定めるほか、認定保護者が受給資格を喪失したと認めるときは、受給資格の認定を取り消し、日本語指導通級教室通所費助成受給資格喪失通知書(様式第7号)によりその旨を認定保護者に通知するものとする。

(助成費の返還)

第12条 教育委員会は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者がいるときは、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。